毎週月.水. 金曜日発行

# 富山県報

号 外(7)

目

次

### 公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県公安委員会委員長 久和 進

## 富山県公安委員会規則第5号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則(昭和58年富山県公安委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表生活安全部の項中「地域課」及び「通信指令課」を削り、同項の次に 次のように加える。

地 域 部 地域企画課 通信指令課 山岳安全課

第3条の表中地域課の項及び通信指令課の項を削り、サイバー犯罪対策課の項の次に次のように加える。

- (1) 地域警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 地域警察活動における指導・教養に関すること。

# 地域企画課

- (3) 水上警察に関すること。
- (4) 鉄道警察に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に

	関すること。
	(6) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
	(7) 雑踏警備に関すること。
	(8) 水難、自然災害その他の事故における人命の救助及びこれ
	らの事故の防止に関すること(山岳安全課の所掌に属するも
	のを除く)。
通信指令課	(1) 警察通信の運用に関すること。
	(2) 警察通信指令の運用に関すること。
	(3) 緊急配備その他の初動措置に関すること。
山岳安全課	(1) 山岳遭難における人命の救助、その防止等山岳警備に関す
	ること。

# 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。